

第1回 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会

平成 23 年 7 月 27 日 19:00~21:05

あんさんぶる荻窪

4階第1教室

構成員出席者24名

1 開会

事務局： お待たせいたしました。ただいまから第1回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会を開会いたします。

本日は、夜分お忙しいところをご出席くださりましてありがとうございます。

私、事務局を担当しております、東京都都市整備局の村瀬と申します。よろしくお願いいたします。

まず最初に、注意事項をご説明いたします。

携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

会議中は、進行の妨げとなりますので、私語、拍手などはご遠慮いただきますようお願いいたします。

また、会議中の撮影につきましてもご遠慮くださいますようお願いいたします。取材におきますカメラ撮影につきましては、この後の資料確認が終わるまでとさせていただきます。

この話し合いの会では、議事録を作成するために録音を行っております。マイクを使わないで発言された場合は記録できない可能性がございますので、発言をされる場合は、挙手をしていただき、司会者からの指名の後で、マイクを使ってご発言いただきますようお願いいたします。なお、ご発言の際にはご着席のままでお話しくくださいますようお願いいたします。

本日の終了予定は午後9時とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

続きまして、話し合いの会の開催に当たりまして、主催者である東京都、及び地元区の杉並区からご挨拶を申し上げます。

まず初めに、主催者である東京都都市整備局外かく環状道路担当部長の野崎からご挨拶を申し上げます。

都： 皆さん、こんばんは。東京都都市整備局外かく担当部長をしております野崎と申します。このたび、杉並区の話し合いの会を始めていくに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

まず、このたび、貴重なお時間を割いて、この話し合いの会に参加いただきまして、まことにありがとうございます。御礼申し上げます。

さて、外かく環状道路の地上部にあります外環の2という道路でございますけれども、練馬区から三鷹市まで約9キロの延長のある道路でございますけれども、この道路は、外環本線の都市計画変更に伴って、その取り扱いが決まっております。そこで、沿線の2区2市ごとにこの取り扱いをご議論いただき、そして、東京都としてこの道路の都市計画の扱いを決めていこうということで、各区市ごとに話し合いの会を進めております。まず、武蔵野市で立ち上げまして、その次、練馬区で始まっております。ご当地、杉並区は3カ所目ということになります。

この地上部街路のご議論をいただくに当たりましては、ぜひ、道路が要る、要らないということだけではなくして、この道路が通る沿線地域のまちがこれからどうあるべきかと、こういうまちが欲しい、そういうことも含めて広くご議論いただければと思っております。

ところで、先日開催いたしました準備会におきましては、時間が大幅に延びてしまいまして、お叱りのお話をいただいたり、あるいは進め方が強引であるというようなご指摘をいただいております。今後、この話し合いの会を進めるに当たりましては、私どもは、そういったご指摘を踏まえまして、効率、円滑な運営と、それから適切な議論がいただけるような運営に心がけてまいります。

甚だ簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 続きます、地元区でございます杉並区都市整備部長の上原部長からのご挨拶をいただきたいと思っております。

区： 皆様、こんばんは。杉並区都市整備部長の上原でございます。改めて、どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、大変蒸し暑い中、またお忙しいところ、夜分にお集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。

今、外環地上部街路については、東京都の野崎部長さんからお話があったとおりでございますけれども、平成19年4月に外環本線が高架方式から地下方式にかわりましたが、地上部街路の都市計画がまだ残っているということで、その取り扱いについて皆様からご意見をいただくという趣旨でございます。

杉並区は、この点については、外環本線が地下方式に変更になった経緯を踏まえるならば、外環の2、すなわち地上部街路につきましては、その必要性の有無から検討すべきであると考え、区長を始め、機会あるごとにそのようにお話をさせていただいている、もちろん東京都さんにもお話をさせていただいているところでございます。そうした必要性からのご議論になればというふうにご考えてございます。

私どもも一生懸命この会を務めさせていただきますので、これはあくまでお願いでございますが、繰り返しになりまして恐縮でございますけれども、杉並区にはさまざまなご意見をお持ちの方がいらっしやう、きょうお集まりの方々にも、この外環につきましてはさまざまな異なったご意見をお持ちの方がいらっしやうと思っております。どうぞ、ご自分とは

違うご意見の方のおっしゃることにも耳を傾けていただければと思います。それから、よんどころなくお休みになる回もあるかもしれませんが、私どもも頑張っまいますので、最後までおつき合いいただければ大変ありがたいというふうに思っています。

いずれにいたしましても、きょうが第1回となりますけれども、冷静で忌憚のないご意見を賜ればと思っていますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

きょうはありがとうございます。

事務局：ありがとうございます。

それでは、本日の資料確認のほうをさせていただきます。

本日、机の上にお配りしておりますが、封筒の中に入っているのが、本日使用する予定の資料でございます。中のほうが、本日の次第と、それから、右上に資料番号が記載してございますが、資料1-1から資料1-3までという3種類でございます。

なお、このうちの資料1-3につきましては、事前に郵送させていただいたものの中に修正事項がございましたので、修正したものを本日お配りさせていただきます。今後はこちらのほうをごらんいただきますようお願いいたします。なお、修正箇所につきましては、封筒の外に、別紙で1枚、修正箇所一覧表というものをお配りさせていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

そのほかに机の上に用意してございますのが、座席表、それから外環の概念図、あるいはパンフレット類ということで参考としてお配りさせていただいております。

不足されている方がいらっしゃいましたら、お近くの担当までお知らせください。

なお、資料の送付が遅れましたことと、資料の訂正がございましたことにつきましては、この場をお借りいたしましておわび申し上げます。

それでは、資料確認が終わりましたので、取材のカメラ撮影につきましては、ここで終了とさせていただきます。これより先の撮影はご遠慮ください。

次に、次第に入る前に、6月29日に運営に関する打合せというのを開催してございますが、その際にはご欠席でございましたが、本日、久我山四丁目の構成員K様にご出席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

あと、L様からは、所用のため出席できないということで事前にご連絡をいただきました。

それでは、お手元の次第をごらんください。本日の打合せはこちらの次第に沿って進めさせていただきます。終了時刻につきましては、既にご案内しているとおり、午後9時とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、司会者である東京都市大学工学部都市工学科准教授の中村隆司さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

司会： 中村でございます。それでは、司会を務めさせていただきます。
次第が前もって配布されているかと思いますが、それに沿って行って
いきたいと思っています。

全体を見ますと、最後、9時に終わるということですが、次第2と
3と一緒に20分ぐらい、それから、4をその後80分ぐらいで、残り10
分ぐらいというペースで大体やっていきたいと思っておりますので、ご
協力のほどよろしくお願いいたします。

まず、先日の会でもいろいろとルールが、何となく決まっております
が、確認しておきます。ご発言のある場合は挙手をいただくというこ
とで、私のほうからご指名させていただくということにしたいと思いま
す。それから、同じ方が何回もというのも、せっかく来られて、いろい
ろな方にご意見をいただきたいという趣旨からも、一応、簡潔に、お1
人ご発言3分ぐらいということで、連続してという場合も2回を原則に
というように進めさせていただきたいと思えます。

2 東京の都市計画道路の概要について

3 地上部街路の概要、経緯について

司会： それでは、先ほど申し上げたように、次第の2と3の東京の都市計画
道路の概要についてと地上部街路の概要、経緯について、まず始めたい
と思えます。

まず、東京都のほうからご説明をお願いいたします。

都： それでは、次第ののっとしてご説明させていただきます。

私、東京都都市整備局の谷本と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、資料1-1、東京の都市計画道路の概要について
ご説明させていただきます。

資料の1ページをごらんください。まず、都市計画道路の主な機能に
ついてご説明申し上げます。都市計画道路は、都市基盤を形成する最も
基本となるものです。交通、環境、防災等さまざまな機能があり、これ
らの機能を十分に発揮して、良好な都市を形成することに寄与するもの
ということになっております。

中段の図に示しておりますが、都市計画道路の主な機能は、交通、都
市環境、都市防災、市街地形成の4つに区分されます。交通機能とは、
人や物質の通行機能であるとか、沿道の出入り、自動車の駐停車、貨物
の積みおろしなど、沿道サービスの機能がございます。環境機能には、
景観、日照等、環境保全のための機能がございます。防災機能には、災
害発生時の避難通路や救護活動のための道路としての機能、火災の被害
を遅延・防止する機能がございます。市街地形成機能には、都市の骨格
を形成し、その発展方向や土地利用の方向を規定すること、街区を形成
すること、日常生活のコミュニティ空間としての機能がございます。こ
れら4つの機能を有していることについてイメージ図で示してございま

す。

続きまして、2ページをごらんください。都市計画道路の分類とその配置についてご説明いたします。

上段の表に示されておりますように、都市計画道路の分類につきましては、その機能から自動車専用道路、幹線街路、区画街路と大きく3つに分けられておまして、幹線街路は、主要幹線街路、都市幹線街路、補助幹線街路に区分されます。

下の段につきましては、分類されました都市計画道路の配置について模式化したものでございます。道路網の構成は、下の図のように、道路機能に応じて段階的な順序で連結されることにより、都市幹線街路の通行機能が高まって、道路ネットワーク機能の全体が向上し、日常生活交通など重視される補助幹線街路や区画幹線街路では、通過交通の排除、あるいは良好な居住環境の保全といったことが可能になります。

続きまして、3ページをごらんください。東京都におけます都市計画道路の概要につきましてご説明いたします。

区部の都市計画道路は、下の図に示しますように、都市の骨格を形成する幹線街路である放射、及び環状線、それを補完いたします補助線街路などが計画決定されております。戦災の復興計画などによりまして、昭和21年に都市計画道路網の当初計画が決定されました。社会経済情勢の変化等によりまして、昭和25年、39年、41年、56年と再検討が行われてまいりました。現在、放射線は36路線、延長が約363km、環状線は12路線、延長は約254km、補助線街路は329路線、延長約977kmが計画決定されております。

次に、多摩地区につきましては、昭和5年、八王子都市計画区域におけます計画決定以来、各都市計画区域ごとに計画の決定がされておりましたが、昭和36年、37年に多摩地域全体を見据えた都市計画道路網全体の見直しを行いました。下段の図にありますように、東西南北方向に主要な幹線道路が多摩地域全域に統一的な幹線道路網を構成するとともに、各都市計画区域に応じまして、地域サービスの視点から地域サービスを主体とした幹線街路、及び区画街路が決定されてきております。現在、多摩地域におきましては、自動車専用道路を除く都市計画道路は649路線、延長が約1,428kmについて計画が決定されております。

続きまして、4ページをごらんください。こちらでは、自動車専用道路であります都市高速道路についてご説明いたします。戦後、自動車交通の混雑緩和や一般街路からの通過交通の排除等を図るため、一般街路とは分離した平面交差のない自動車専用道路が必要になったことなどから、昭和34年に8路線2分岐線、延長約71kmの都市高速道路を都市計画決定いたしました。その後、新路線の追加、既定路線の延伸などを得まして、下の図に示しますとおり、19路線3分岐線、延長約226kmが都市計画決定されております。

以上が、東京都都市計画街路の概要でございます。

引き続きまして、資料1-2の説明に入らせていただきます。地上部街路の概要、経緯についてここではご説明させていただきます。

地上部街路の都市計画の概要でございますが、この街路の正式な名称は「東京都市計画道路幹線街路外環状線の2」となります。区間につきましては、この1ページ目の平面図に示しておりますとおり、青い太線で示した場所、東八道路から目白通りまでが外環の2で、その延長は約9kmとなります。その構造につきましては、この右側に示した断面図のとおりでございます。地表式、地面ですね、この地表式となっておりまして、幅につきましては計画では40mという形で決定されております。また、車線の数につきましては、この幅だけが決定されておりまして、現在は規定されていない状況になっております。

続きまして、地上部街路に関する経緯についてご説明いたします。2ページ目をごらんください。昭和41年の都市計画決定から現在に至るまで順を追って説明いたします。

昭和41年7月に外環本線、地上部街路である外環の2、そして附属街路の都市計画が決定されました。地上部街路は、左の平面図の青色、東八道路から補助230号線というものがあろうかと思えますけれども、ここまでの区間を高速道路である外環とともに都市計画道路のネットワークの一部として外環ルート上に都市計画決定されております。当時、都心交通の集中形態を排除するといったことを基本構想とした環状6号線、これの外側の都市計画道路網の再検討を実施いたしまして、外環の2を含めた幹線街路85路線、追加分として92路線が行われました。

外環の2は、下の図に示しますとおり、高架であった高速道路を収容する空間としての機能、それとともに、自動車交通の処理、あるいは防災の向上、環境確保、ライフラインの収容といった多様な機能を発揮するとともに、地域のまちづくりにも寄与することを目的としております。

次に、附属街路というものがございまして、附属街路といえますのは、高架の高速道路により出入りのできなくなる宅地の出入りを確保するために計画された道路でございます。その位置につきましては、この左の平面図のオレンジ色で示した部分にしるしてございます。東名高速から東八道路までの区間と、それから北のほうに、やや一部オレンジ色で示した部分が附属街路ということでございます。補助230号線から埼玉県境までの区間を附属街路といった形で呼んでおります。

続きまして、3ページをごらんください。昭和61年1月に、地上部街路の一部区間を廃止いたしました。外環の関越道から埼玉県境について、この下の図で示すとおり、構造形式を従前の高架から堀割形式に変更いたしまして、車線数を6車線とするとともに、両側に環境施設帯を設置するため、幅員を23メートルから64メートルに広げる都市計画の変更をいたしました。同時に計画されておりました地上部街路におきましては、目白通りから補助230号線までの区間、先ほど説明申し上げましたとおり、附属街路につきましては都市計画を廃止しております。また、堀割の両側につきましては、環境施設帯を現在設置しておりますが、ここには植樹帯のほか、地域のサービス道路、自転車道、歩行者道を設置することといたしました。

ページをおめくりいただきまして、4ページをごらんください。平成

13年4月に東京外かく環状道路について計画のたたき台を公表いたしました。こちらはその内容になっております。この下に示しますとおり、外環本線の構造について、高架だったところが、自動車専用道路の部分と幹線道路とを集約いたしまして、全線地下構造の自動車専用道路とするイメージを提示いたしました。また、外環本線を地下とした場合の地上部分の利用について検討するためのメニューとして、1つ目としまして、公園や歩行空間を整備する場合、2つ目としまして、バス路線など公共交通を整備する場合、3つ目としまして、幹線道路を整備する場合、及び4つ目としましては、住宅・地域コミュニティを維持する場合といった4つのメニューとして下の図のようにお示いたしました。

続きまして、5ページをごらんください。平成15年3月に東京外かく環状道路の方針について公表いたしました。ここでは、高速道路の外環について大深度地下を活用していくことを公表しております。

平成17年1月には、外環の地上部街路について基本的な考え方を公表いたしました。ここでは高速道路の外環を地下化した場合の地上部の取り扱いにつきまして、3つの考え方を提示いたしまして、地域の皆様の意見を聞きながら具体的な検討を進めていくということをお示いたしました。その考え方としましては、1つ目として、現在の都市計画の区域を活用して道路と緑地を整備する。2つ目としましては、都市計画の区域を縮小して車道と歩道を整備する。3つ目としましては、代替機能を確保して都市計画を廃止する。この3つを公表しております。

下に移りますが、平成17年9月には、東京外かく環状道路についての考え方―計画の具体化に向けて―を公表いたしました。平成13年の計画の方針の公表以降、PI外環沿線協議会など、さまざまな場を活用いたしまして、幅広く意見をお聞きしながら行ってきた検討を踏まえまして、外環本線は、既定の計画線の位置を基本といたしまして、極力大深度地下を活用した、地上の高速道路とはジャンクションで接続し、またインターチェンジを3カ所建設する案をもとに計画を具体化するということを公表いたしました。

そして、平成18年11月には、沿線区市のご要望に対しまして、地上部街路について必要性の検証を行う、そういった旨の回答をしております。

その後、平成19年4月、外環を高架方式から地下方式に都市計画変更いたしました。外環の東名高速から関越道の区間について、沿道環境を保全し、移転等の影響を極力少なくするため、構造を嵩上げ式から地下式に都市計画変更しております。また、それと同時に、先ほど2ページの平面図のほうでお示ししておりますが、沿道の地先利用を考慮しておりました東名高速から東八道路区間も、附属街路、先ほどオレンジ色で示したと申し上げましたが、このオレンジ色で示しました附属街路につきましては、外環の地下化に伴いその機能が不要になるということで、こちら都市計画を廃止しております。地上部街路の外環の2につきましては、住民の皆様の意見を聞きながら検討を進めて、その取り扱いをまとめることとしております。

最後になりますが、6ページ目をごらんいただきたいと思います。平成20年3月に「外環の地上部の街路について（検討の進め方）」を公表しております。こちらに載せておりますパンフレット——これは抜粋でございますが、外環の地上部街路につきまして、その検討のプロセスや検討の視点を明らかにするため作成されたパンフレットでございます。パンフレットの内容ですが、環境、防災、交通、暮らし、この4つの視点から、この道路の必要性であるとか、あり方について、広くご意見を聞きながら検討を進めて、都市計画に関する都の方針を取りまとめているというふうに公表しております。

以上、式次第で申し上げます2、及び3についての資料説明を終わりにさせていただきます。以上です。

司会： どうもありがとうございました。

それでは、ここで質疑応答に入りたいと思います。質問、あるいはご意見のある方、挙手をお願いいたします。

構成員 A さん。

構成員 A： 構成員 A です。

45年間にわたる歴史、ありがとうございました。非常に内容のあるあれを、極めて短い時間だったんで、非常に私は疑問の点があります。合計11個あるんですけどね、まず、3点ずつ区切って、ほかの人もいろいろ質問したいでしょうから、区切って質問させていただきます。

まず最初の1ページといたしますか、資料で2ページのところ。昭和41年、都市計画決定いたしました。ここに説明のある文章、十数行、外環の2はこれこれこれと書いてあります。この文章が出るようになったのは6～7年前だと思いますけど、私は、この中でネットワークの一部として決まった、あるいは、下のほうの4行目、交通の処理、防災、環境、ライフライン、こういうものが本当に昭和41年の都市計画の審議会の中で、議案説明の時に、外環の2はこういう目的でつくるんだと、そういう提案があつて、それで議決されたのかどうか、どうしても知りたいと思いました。

そういうことで、私は、3年前ですか、東京都にこのときの外環関係の審議会の議事録を公開してもらうように開示請求をしました。そうしたら、外環というのは、「外環」の名前のつく専門の会議が、41年4月、5月、6月、これによって合計7回開かれております。その前に、前段に、外環を含めて、その他道路を含めての会議があつて、合計8回の議事録になりました。それを手にしました。（手にとって会場全員に示しながら）これが一式なんですけれども、約1,000ページある、これで一式です。ですから、これが、外環ができるまで非常に苦勞して、これは400文字の原稿用紙1,000枚になっています。それで決まっています。実は、この中で「外環の2」が何回出てくるか。実は4回出てくるんです。4回出てくる中で、それぞれで説明されている文章は百何十文字とか、要するに、4回全部あわせても原稿用紙1枚分、400文字足らず、それぐらいの説明でしかなかったです。

それで、ぜひお聞きしたいんですが、ここに書いてある、都市計画道

路ネットワークの一部として、外環ルート上に計画決定された。それから、下のほうの、自動車交通の処理、防災性、環境、ライフライン、こういうものは一体議事録のどこに書いてあるのかをぜひ示してほしいと思います。お願いします。

司会： お答えください。

構成員 B： はい。

司会： ちょっと待ってください。今、東京都のほうから。

都： 今のご質問は、この2ページの説明内容が、どこに、議事録に載っているかという、そういう話ですね。

構成員 A： そうです。

都： まだ、私も、その大量の議事録が、外環の2の部分について、本来であればこれは読み込んだほうがいいんでしょうけれども、その議事録を全部、当時の都市計画決定の際の、どこの部分に何がというところまで、現在のところ、全部を把握しているわけではございませんので、今この場でそれについて明確なお答えをすることはちょっと難しいんです。

構成員 A： わかりました。

私の言いたいのは、これは歴史をずっとさらい直しているわけです。歴史というのは、真実をそのまま伝えてほしいんです。どうも最後のほうを見ると、東京都の外環担当者の願望やら要望、これがみんな入っているんじゃないかと。当時の議事録には何も書いてないんです。よく見ますと、交通、防災、環境、ライフライン、これは先日送ってもらったデータ4項目がそっくり載っているんですね。申しわけないけど、この議事録には全然出ていません。そういうことで、ネットワークの一部というんですね、これは次のテーマにも関係しますが、全然こういうのは議事録に載っていないので、ぜひ抹消していただきたいということがまず第一です。

その次、次のページは、それから20年たって、さっきの話で、外環というのは市川からずっと三郷を回って埼玉県の田園地帯を通して、大泉に来ました。その時に、昭和61年に埼玉県境から大泉まで約1.1kmなんですけど、大泉まで、東京都内に入り込んだんです。そのときに、構造は、そこにある、ちょうど私たちが考えている、大泉以下、東名までの構造と全く似ていますね。ただ、車線数は違っているようなんですけど、こういう高架構造だったわけです。それが、さっき説明がありましたけど、構造が高架から半地下に変わったんで、外環の2は廃止した、こういうことなんですね。今回のケースと全く同じなんです、半地下じゃなくてトンネルですけど。ですから、外環も、今回、我々のは、構造が違ったので都市計画を廃止、それが当然のことだと思います。

そういうことで、これについて、私はネットワークを強調するんならば、廃止するどころか、ぜひこれはやるんだと、ネットワークでつなげるんだということを主張すべきだったと思うんですが、何で止めちゃったんでしょう。お願いします。

司会： 時間も随分使われましたので、ちょっとここで答えいただけますか。お願いします。

都： その件については、私のほうからお答えします。

まず、最初のほうの話ですね、議事録にないということが、ちょっとお話もあったんですが、その都市計画の審議会のときにどういう議論がなされたかということでお話しになったかと思うんですが、都市計画道路をつくる時に、通常、私どもとして、機能を持たせるわけですが、そのときには都市計画道路のネットワーク化ですとか、自動車交通の処理、防災性、環境、ライフラインの収容空間、そういったことが当然のごとくあるものが都市計画道路、幹線街路というふうに私どもは理解しております。当然、その思想というのは、昭和41年のころに、計画された時点でも、その思想のもとつくられたということで、議事録にはないかもしれませんが、こちらに記載させていただいております。

2点目ですね、半地下構造になったので、附属街路、都市計画街路が廃止されたというようなお話しだったかと思えます。確かに半地下構造になりまして、40mの幅員が64mになって、環境施設帯をつくって、都市計画道路というか幹線街路としての機能はなくなっております。しかしながら、環境施設帯の中にはサービス道路として道路は計画されておりますし、ネットワークとしては十分これでもつという、検討の中でこういう形に変わったということでございます。

以上です。

構成員 A： はい。

司会： すみません、構成員 A さん、随分長くなっていて。

構成員 A： 今のは全く答えになっていないと思うんですね。でも、とにかく時間がないので、非常におかしいと思えます。41年の歴史そのものを挙げてほしいんです。今の皆さんの気持ちをこの中に盛り込んでいるのはおかしいと思えます。

じゃあ、3番目。平成13年、これは非常に問題のところなんですけれども、平成13年、今から10年前です。外環が決定してから35年たちました。ここで、今まで凍結状態のものがいよいよ表に出てきたわけです。このときの『外環ジャーナル』を見ますと、10会場で3,000人の人が説明を聞いております。この中で3点あります。まず、構造について、よく聞いてください、資料1-2の4頁の真ん中に、構造について、青ラインがありますね、その下、現計画の自動車専用道路、これは高速道路です、それから幹線道路、これは外環の2です、その広域機能を集約して、2つをあわせて全線地下構造にしますということで、右側の図から左側の図へ、大きい三角矢印でそう持っていきますと書いてありますね。その際、ポイントになるのは、当時、高速道路は2車線だったけれども、外環の2を含めて3車線になっていると。線数がふえています。そういうことで、構造については、2車線が3車線になり、あわせて地下に入れますという話をしているわけです。

それから、その次、そうしますと、地上道路があったものは、地下に入りましたから、地上街路というものはなくなりました。そうすると、地上部がもぬけの殻になります。それで、もぬけの殻になった地上部の利用についてということで、3分の1のところ「地上部街路の利用」じゃ

なくて「地上部の利用について」、わざわざ「街路」が抜けているわけです。その中には、資料4頁の右の一番下、「現状の市街地を維持することができます」とはっきりうたっていますね。

これは、現状はこういう状態、平成11年、13年に石原知事や扇大臣もこれを視察されました。そういうことで、これは非常に注目を浴びたわけですが、このときにPI委員の構成員Bさんと構成員Cさんは、実際、扇大臣、石原知事と一緒に、視察を立ち会っていますので、ぜひ司会者の中村さん、お2人にちょっと意見を述べてもらいたいと思います。よろしいですか。

- 司会： 構成員Aさん、ちょっと待ってください。
構成員D： ちょっと、すみません。
司会： 構成員Aさん、じゃあ、ここで1回おしまいにさせていただいていいですか。
構成員A： いや、ちょっと……。
構成員B： それ、言いたいわ。
構成員A： ちょっとバトンタッチして。
司会： ちょっと待ってください。
構成員B： 次に飛ばさないでよ、お願いしますよ。
司会： お答えできますか。
構成員D： さっきから手を挙げてるんだ、そっち側で。何なんだ、司会者は。
構成員B： すぐ終わるわよ、一言だけだから。
司会： ちょっと待ってください、引き継ぎと言われたんですけど……。
構成員A： 今の状況を一番よくわかっている2人がいるんで、それをみんなに紹介してもらったらどうでしょうか。
司会： 簡潔にできますか。どなた。
構成員B： すぐ話すわよ、大丈夫よ。

みんな急いでいるのよ、私たちだって暇で来てるわけじゃないんですから、そんな忙しいようなこと言わないでください、一生の問題を。

平成11年に石原知事が練馬と武蔵野の現地を視察されたときに、「一家団らんのところを、ちゃぶ台を土足でまたぐような、そんなことはない」と、そうおっしゃったんです、私はその場にいました。「家の建て替えもできるようになりますから」って、本当なんです。この一言で、私たちはもうここに住み続けられるんだと思い、うれしく思いました。石原知事の約束は一体どうなっているのですか。平成13年、視察なさった扇大臣も、たしか国会で、地上部に住む人たちに迷惑をかけたって謝罪なされたんです。住民を安心させていたお2人の話はどうなっているのか、全く私は心外です。

これでもう外環は上にはできないと思っていました。下だって、地下にできることも私たちは嫌です。嫌ですけど、その上は、両方やるなんていうのはもってのほかですよ。私たちは、もうこれで外環は終わりだと思っていたのに、これじゃあだまし討ちですよ。それで、今ごろになって、だれでも思いますよ、おかしいですよ、よく考えてやってください。お願いします。

- 構成員 C さん、ちょっとつけ足してください。
- 司会： それでは、じゃあ、ここで……。
- 構成員 B： すぐ終わるよ、そんな心配しなくていい、ほんと。
- 構成員 C： 石原知事が武蔵野のほうを見にいらしたときと、それから、扇大臣、そのころ建設大臣は扇さんだったんですね、2人とも、扇さんも、テレビの上で頭を下げました、皆さんにご迷惑をかけましたということで。だから、私たちは、それで本線は地下ということになったわけです、それで喜んでいましたら、今度、また2の話が出て、名前だけは変えますけど、路線は同じですね、今でもあれすると。これでは何にもならないんです。私たちは、もう四十何年も反対しておりまして、それが、ただ反対ということじゃありません、やっぱりみんな住んでいるところが恋しいし、慣れたところにいたいと思うから反対をしているんで、別に何もわけがなくて反対反対と言っているわけじゃないんです。45年間、私、これをやっていますけど。
- 構成員 B： 終わりました。
- 司会： わかりました。
それでは、お答えいただけますか。
まず、どなただろう。
- 構成員 E： 私は、道路のはたに住んでいるわけじゃないんで、言うことがきついかもしれませんが、民主主義ですからね、杉並区の人がみんな喜んで、東京都の人がみんな喜んでということが一番いいと思っています。そのためには、何人かの人それが被害をこうむるかもしれないけど、そのところは引いてもらうよりしょうがないんじゃないかなと思っています。古証文を出して、昔、だれがどう言った、こう言った、そんなことを言ったって始まらないんで、ここまで来ているんですから、どんどん前に進めてもらいたい。そのために打合せに来ているんで、昔、だれがどう言った、こう言ったとか、石原さんが言ったって、石原さんだっぴいつまで知事をやっているかどうかわかりゃしないんだし、言うことがくるくる変わるんだから、そんなことを古証文を出して言ってみたってしょうがないと思うんで、そういうことをやめて、じゃあ、どうしたらいいかという話に早く入りたいと思います。よろしく。
- 構成員 B： 何を言ってんの、1回目からどうしたらいいかなんて……。
- 構成員 D： はい。
- 司会： 構成員 D さん。
- 構成員 D： きょうの資料で、東京外かく環状道路外環の2の都市決定という言葉は、いろいろあるんですけど、ちょっと東京都に伺いたいんです。この場合、昭和41年7月に正式に都市計画決定が採択されたんですか。
- 都： それは、今お答えすればいいんですか。
- 構成員 D： はい。
- 都： 1つ目のご質問という。
- 構成員 D： 一番目の質問は。
- 司会： どうぞ。
- 都： これは正式に決定されたものというふうに我々は判断しております。

構成員 D : 判断していますか？
都 : 正式に決定されたものでございます。申しわけありません。
構成員 D : じゃあ、正式に決定されたものについて、正本がちゃんとございますか、都市計画決定で正式に決定されたものについての正本が。
都 : 先ほどルールを決めましたので、手を挙げてやりましょうよ。
構成員 D : じゃあ、私、手を挙げるから、じゃあ、もう一度質問する。正式に都市計画決定されたものについて正式な書類が存在しているんですか、今、東京都に。
司会 : お答えください。
都 : 正式な決定文書はございます。
構成員 D : 今の発言、正式に決定されているもの、存在することも、あなた、確認していますか？
司会 : 谷本さん。
都 : 決定文があるという認識はございますし、それから、決定のものには正式とか不正式というものはございませんから、決定は決定の文書ということになります。
構成員 D : 文書は存在しているということですか、それは。
都 : はい。
構成員 D : それは公開できますか。
都 : あの……。
司会 : 小口さん。
都 : 先ほども、ちょっとすみません、構成員の私からちょっと申し上げるのも失礼なのかもしれませんが、先ほど司会者の方が連続の質問は2回ということで話を……。
構成員 D : 私はね、一つ一つ、じゃあ質問します。立ち上がってやるよ、だったら。
都 : いやいや、立ち上がらなくても結構です。皆様のご発言があってから……。
構成員 D : 立てば、連続ということにならないから。
都 : ちょっとすみません、私、今、手を挙げて話してますから。
構成員 D : あなたね、よその、いいですか、私は正式に聞いているんですよ、正式に都市計画決定された書類が存在しているということについて。
都 : 構成員 D さん、ちょっとすみません、話し合いですから、言い合いじゃないと思いますので、私ども、やはりルールにのっとって、皆さんの意見を聞きながらやりたいと思っていますので、申しわけないですけど、手を挙げて、連続で2回までというルールを先ほど司会者さんがおっしゃいましたので。
構成員 D : じゃあ、私、一遍にまとめる。
都 : それでお願いします。
構成員 D : 正式に都市計画決定された書類が正式に存在するという点について、取り消しはないわけですね、今、谷本さんがおっしゃった。もしそれが正式に決定して、公開できるというのであれば、その発言は、東京地裁で言っている発言と異なりますね、代理人が言っている発言は。東京地

裁では、都市計画決定されたということについて、正式な書類の公開を3年間要求しています。しかし、いまだもって出されていないんです。探しているのか、あるべきところにあるはずの書類が、あるはずなんですけど、現在、ないとは言わないんですね、探しているとか。一番肝心な附属図書、きょう文書を見ますと出ています、計画決定区域、これに関する図書もないんですね、今のところ。ですから、後ろにいろいろ図面があるけど、全部これ、あなた方が一生懸命思いつきでかいたというふうにしかならないんですよ。

なぜ私がこういうことにこだわるかという、ここの会にも、たくさんの方で、早く買い上げてもらいたいという、そういう願望を持ち、これは皆さん、みんな自由ですから、反対する人もいれば、早く買い上げてもらいたいという人もいます。しかし、強制収用というか、買い上げの対象というのは、都市計画決定の附属図書の計画図ですよ、それは現在の段階で、東京地裁であれだけ長期間、3年間争われて、その書類がいまだかつて提出されていない。

それだけいいかげんなものだという事について、あなたはどうか答えるんですか。小口さん、答えなさいよ、はい、どうぞ。

- 司会： 構成員 D さん、これでよろしいですね。
- 構成員 D： いや、よろしくない、私はまだ。
- 都： お答えさせていただきます。まず、都市計画決定されたこと、これは事実でございます。私どもは、それは間違いないものだというふうに判断しています、間違いなく。ただ、図書があるかないか、その辺につきましても、持ち帰りさせていただきます、次回の会に必ずお答えをさせていただきます。以上です。
- 構成員 D： ちょっと今の言葉で。残念ですけど、あなたがそういうことを言うのは、もう東京地裁で2年半ずっとその発言なんです。ですから、次回に、間違ってもこちらへ持って来られるんですか、図面とか、原本を。
- 司会： 構成員 D さん、そこで。
- 都： よろしいですか。
- 司会： 小口さん、お願いします。
- 都： 次回、どんな資料があるのか、そういったものに関しましては、再度、調べさせていただきます、お答えさせていただきます。
- 構成員 D： だから、持って来るかどうかというふうな、あるのかだけ、さっきあるって言ったでしょう、ちゃんと、正式な資料が。
- 司会： だから、確認するというふうに、今、答えだと理解しましたけど。
- 構成員 D： 確認するじゃない、正式な資料があるんだしたら、ちゃんとコピーでもいいから出してきたらどうなんですか。いまだもって東京地裁では出されていないんですよ、正式な資料が。特に、一番大事な計画区の附属図書が。これだけいいかげんなあれで、どうやって最終的に強制収用の手続きを取るんですか。収用委員会には書類が必要ですよ。
- 都： ちょっといいですか。
- 司会： じゃあ、小口さん、お願いします。

都： とりあえず、どういう資料があるのかどうかを確認させていただきま
す。出せるか出せないかは、そのときにまたお答えさせていただければ
と。

構成員 D： あなたね……。

都： ちょっと待ってください、最後まで。それで、私どもは都市計画道路
として存在するものだと思っていますので、そのあり方について議論さ
せていただこうと思っていますので。

構成員 D： あなたね、思っているでね、そんな自分の思い、あなたの思い、いい
ですよ、ですけど、これだけの大事なことを……。

都： 私がまだ発言させていただいているんで、よろしいですか、発言させ
ていただいて。

構成員 D： それは、あなたがどう思おうと、それは自由ですけど、人に対して、
強制収用の権限まであるんですよ、それ。

司会： ちょっと待ってください。

構成員 D： 単なる自分の思いで、これだけ勝手な、何千億と……。

都： 自分個人の思いじゃないです。役所として、行政、東京都としてお答
えさせていただいておりますので、東京都として都市計画道路として存
在するというふうに考えておりますので、もし言い方が不十分であれば、
それは訂正させていただきます。

構成員 D： じゃあ、書類、持って来るんですか、次回。それが一番大事ですよ。
東京地裁でいまでもって出されてないんですよ、提出されてない。

司会： 構成員 D さん、趣旨はわかりましたので、そこで終わって。

構成員 D： じゃあ、最後に。私は、最終的に、一番それに近い書類、きょう持っ
てきた。

構成員 C： はい。

司会： ほかに。構成員 C さんですか。

構成員 C： この地上部街路もそうですが、こういう、名前だけは変わっていても、
これも 2 に決まっているんですね。私たちは、この本線が地下になった
以上は、2 は要らないというつもりで反対しておりますが、それ、名前
だけ変えても、路線は同じだし、これは取り消しをしていただきたいわ
けです。

司会： はい、わかりました、ご意見は。
構成員 A さん、お願いします。

構成員 A： 先ほど肝心なところで時間切れになっちゃったんで、質問します。
35 年間凍結していました、その理由は何だと思えますか。東京都の方、
国の方、それぞれ答えてください。35 年、何で止まったのか？という理
由を。
それから、2 番目。外環の 2 が地下収容のため、実際はどのように説
明したのかを聞かせてほしい。3,000 人の前で、国と東京都は、恐らくこ
ういうのを、パワーポイントを使ってかなんか説明したと思うんです。
このように外環の 2 も地下に入りますよという話をしたはずなんです
ね。それを具体的にどういう説明をしたのか、国も東京都も回答してくだ
さい。

それから3番目。右下の、そのまま現状を維持することもできると、こういう図も使って説明しています。これも、住民に対して、3,000人の前でどういう説明をしたのか。国も東京都も、これ、パンフレットはあるんですけど、国も一緒になってつくっていますね、このパンフレットは。皆さん、ご存じですか？この10年前ですね。それで、実際にどういう説明をされたのか、それが結局、最後まで尾を引いているわけ。よろしくをお願いします。

司会： それでは、谷本さん、お願いします。

都： 何点かご質問がありました……。

構成員A： 3点です。凍結の理由。

都： まず、凍結の理由、その他、持ち帰らせていただくこと、きょうのこの会で我々がお話し合いをしたいという内容も多々あるかと思えますので、今のご質問の趣旨を踏まえて、一たん持ち帰って整理をした上で、次回以降お答えさせていただくことにして。ただ1点だけ、外環の2も地下に入るといようなお話がありました、そういった経緯は私どもは把握しておりませんし、そういった……。

構成員A： この書類、全然お持ちじゃない？ 東京都さん、一緒になって名前が出ていますが、違いますか。今日の資料ですよ。資料の中、書いてあるじゃないですか。

都： ごめんなさい、何ページでしょうか。

構成員A： 4ページのど真ん中。

都： 今のご指摘、4ページのところの……。

構成員A： 構造について。

都： 構造についてですね。これが、私どもは外環の2のことを表記しているというふうには考えておりませんので、ちょっと質問……。ここで言っているところの幹線道路の広域機能を集約して、全線地下構造の自動車専用道路としてイメージを提示したということですよ。それで、地上部の利用については、こういった4つを提示したということで、地上部のその2を地下にするというふうなことで、これは表記されているものではないというふうに考えています。

構成員A： すみません、幹線道路というのは外環の2のことじゃないんですか、その右に構造図がありますね。

司会： 小口さん、お願いします。

都： このパンフレットの記載のことについてご説明させていただきますが、幹線道路の持つ機能というのは……。

構成員A： 機能を聞いているんじゃないのよ、これ、外環の2だと。

都： 機能というのは、さまざまな機能があります、防災の機能だとか、環境の機能だとか、地域の交通を処理する機能ですとか。ここで地下に入れたというのは、幹線道路の持つ機能のうち広域的な交通の処理の機能を、全部とは言いませんが、一部分地下に収容したといような記載でございます。そういう意味で、私どもとしては外環の2を地下に入れるというふうなつもりでこのパンフレットをつくったわけではございません。

構成員 A : はい。

構成員 F : はい。

司会 : それでは、構成員 F さん、お願いします。

構成員 F : 先ほどから聞いていると、東京都は、これは絶対つくるんだという、そういう気持ちでもってやっているわけですね。ここに書いてあるあれですね、代替地を確保して、都市計画を廃止という考えは全く持っていないということですね。あなた方が、結局、この外かくのときに最初につくった計画ですね、これのときから、最初から携わっているわけじゃないんですね。ここにいらっしゃる方たちは、皆さん、最初からこのことに対して携わっている方なんです。そういうことを考えて、後からつけ足しでもってやってもらったら困ると思います。この一番、ここに書いてあるやつで代替地、これは消してもらいたいと思いますよ、あなた方の言うことを聞いていると、全く。廃止するつもりは毛頭ないんだから。

都 : はい。

司会 : 小口さん。

都 : ちょっと私のほうで説明が非常に不十分だったかと思いますが、まず、廃止するつもりがないかどうかということではなくて、17年1月に私どもとして基本的な方針を3点出させていただきました。その中で、代替機能を確保して都市計画を廃止というようなところも出させていただきました。これは、なぜかといいますと、この都市計画道路が持つ、地上部街路が持つ機能により、この地域の課題の解決に繋がるのではないかと、いうふうに考えてございまして、今後、この話し合いの会でその課題についても掘り下げながら皆さんと議論をして、例えば、ほかに代替の、この道路をつくらなくても、機能として確保できる、課題が解決できるのである、そういったようなことがあれば、都市計画を廃止することもあり得るのではないかと、いうようなところで基本的な考え方というのを示してございます。

構成員 F : それであるならば、代替のあれを考えてほしいですね、それで提出してほしいです。どっちが正しいか。全然、代替のことを書いてないですね、一切言ってないです。

都 : すみません、今後、話し合いの会を進めていく中で、私ども東京都として考える代替の案というのをお示ししていかなければならないというふうに考えてございますので、まずは、きょう、本日用意してあるものは、まず地域、広域の部分も含めてどういう課題があるのか、そういったことを皆さんでお話を、課題を議論させていただければよろしいのかなというふうに考えてございます。

構成員 F : ぜひ代替のあれを用意してください、検討したいと思います。

構成員 A : すみません、先ほどの国の回答をお願いします。

司会 : ちょっと待ってください。挙手、ありますか。

構成員 A : いや、挙手じゃなく、回答してくださいと言ってるんですよ。

構成員 E : あの人が議長みたいなもんじゃないか。

構成員 A : 答えがないから。

構成員 E：　しゃべりすぎだよ、少し。
国：　いいですか。
司会：　それでは、よろしくお願ひします。
国：　皆さん、こんにちは。国土交通省東京外かく環状国道事務所の篠田と申します。準備会のほう、出席できなくて申しわけありませんでした。よろしくお願ひします。
　　国のほうから、同じように3点ご質問、回答いただきたいということですが、東京都さんがそういう形で宿題という形で引き取りたいということですので、同じく我々も次回まとめて回答させていただいたほうがいいのかと思いますので、そういう形で対応させていただくということでもいいのでしょうか。国だけ回答するというのもちょっと変なのかなという気がします。都と国が当時連名で出したものですので、まとめて回答させていただくのが筋かなと私は考えているのですが、いかがでしょうか。
　　司会：　わかりました。
構成員 A：　ちょっと今、最後のところが聞きとれないのですが。
国：　連名で、当時……。
構成員 A：　連名でね、はい、わかりました。
国：　だったので、連名で回答させていただくのが筋なのかなと考えましたので、今日ちょっと回答するのは差し控えさせていただきたいなというふうに思っております。
　　司会：　恐縮ですけど、随分これで時間がたってしましまして、きょういろいろメニューがございますが、4番目のところですね。
構成員 A：　すみません。
　　司会：　はい。
構成員 A：　今、経緯の中で、まだまだ途中なんですよ。それで、それが中途半端で、まだ私は聞きたいことがいろいろあるんですけど、要は、それを打ち切っちゃって、次の議題に入るということですか。だって、これは非常に大事な問題じゃないですか。
構成員 E：　一人でやってるよ、邪魔しないよ、今、会議やってるんだから、みんな順番にやってるんだから、そんなぐずぐず言わないの。
　　司会：　わかりました。それでは、こうしましょう。一応、先ほど申し上げたように、この部分は20分と言いましたけど、もう随分たってしましましたけど、次の議題の4に入りまして、それでまたそこで質疑を受けます。なお、さらに言い足りなかったということであれば、ご意見カードに書いていただいて、それを必ず次回、答えてもらうということにしたいと思ひますが。
構成員 A：　おかしい。
構成員 B：　ちょっと、お願ひしますよ、ちょっと。何で急ぐの、そんなに。一生の問題なのに、何で急ぐの。
構成員 A：　進め方がおかしいんじゃないの。
構成員 B：　あなた、もう何分過ぎましたから、もうその質問は切りますとか、途中で切ったり、そんなこと、することないじゃない。あなたたちの説明

したりなんかするのはちゃんと聞いてるんだから、急ぐな、そんなに、時間を、一生の問題なのに。

構成員 G : ルールに沿ってしゃべりなさいよ。

司会 : 皆さん、時間を押さえて来ておりますので。それに、一応、私なりに……。

構成員 G : 手を挙げて、ちゃんと指名されて。

構成員 D : 手を挙げてるの、見えないんじゃない、中村さん。

構成員 B : 見えないのよ、横だから。

構成員 G : じゃあ、立って、違う手段、取りなさいよ。

構成員 A : はい。

司会 : 構成員 A さん、もう随分時間を使われたので、先ほど申し上げたように、ほかの方、まだご発言ない方、いらっしゃいますか。

それじゃあ、お願いします。

構成員 H : いいんですか。

司会 : どうぞ、お願いします。

構成員 H : 先ほど道路の部分に住んでいる方とそうでない方といろいろな意見が違っているのがあって、この話し合いの争点になっているところは、そちらのほうでもう少し整理されたほうがいいと思うんですけどね。結局、これは、道路用地を確保できないというから地下になったんじゃないですか、そもそもは。要するに、住民の反対があってできないと。そうでしょう。ということは、地上部は、そもそもやりたくともできないんじゃないですかね、ということでやったんじゃないでしょうかね、まずね。ただ、法的に、自動車専用道路の部分と、それから地上部街路部分が、両方残っていて、それで、その都市計画を廃止するにも、やたら廃止するわけにいかないから、住民の皆さんの意見を聞いて、廃止するなら廃止する、あるいは、万が一、地上部の用地確保に賛成がいただけるんならば、その機能も確保した道路をつくっていくということが、可能性がゼロではないわけですからね、そこのところが残ってやっているわけでしょう。

だから、本当に必要であるということで施行者がやるのであれば、これは、先ほどこちらの方が民主主義と言いましたが、その道路ができることによって、都心部の渋滞、今すごいですね、高速道路、あれが渋滞が緩和されて、それで、あれは時間も全部お金ですからね、そういったことが全部なくなって、日本経済が発展すれば、そこに住んでいる人の一生というのは、申しわけないけど、非常にわずかな時間ですから、全体からすれば、それはもう我慢していただくというようなことだってあり得るわけですよ。それは、公共の福祉で公共事業をやるわけですから、収用というの、個人の財産を収奪するということは、公共の福祉でもって初めて憲法で保障されているわけですから。

ところが、実際、今、いい市街地が、41年に都市計画決定されたときは、僕もよく覚えていますけど、たまたま社会人になった年ですからね、田んぼもあり、畑もあり、あんないい住宅地ができているときじゃなかったですよ。あれから随分たってきて、それでいい市街地が形成されて

いるわけですよ、40%、80%という地域ですから、住宅もいわゆる木密みたいな、ああいうところじゃなくて、いい住宅地、そこを顔に傷つけるようにぱっとやるということでもいいのかという感情論も含めて、それだけの犠牲を払って、本当に日本経済のためにいいことなのかということを考えていくと、ただ単に公共の福祉だけで住民の土地を取り上げてやるということも、あるわけですね。

そういったことを総合的に考えて、そちらはやられていると思うんですよ、それはね。だから、僕も、よく資料を見させてもらったら、強引にやろうとも書いていないし、この際、事情が変わったから、事情変更の原則というんじゃないけれども、住民の皆さんの意見を聞いて、それで計画を考え直すと、こう書いてあるわけですよ。それを誤解されている人も中にいるけれども、それをうまく説明すれば、そんな変な会議じゃないし、そんなにそちらに施行者のほうで遠慮する話でもないと思うんですよ。よく公共事業をやるときに、どうしてもやりたいからといって、もう住民をだまくらかしてやるという会議もありますけど、今回はそんな感じは僕はしませんけどね。

だから、もう少し堂々と構成員 A さんの質問に答えるし、構成員 D さんの質問に答えて。都市計画決定された書類がないなんてあり得ないですよ、普通は、そんなのはあるに決まっているんですよ。だから、堂々とやっていかれば、この会の趣旨そのものは悪くないと思うんで、いいんじゃないかと思って。ちょっと整理されてなくて、言いたいことを言えないように、遠慮されているところがあるんですけど、という気がちょっとしますんで。長くなりましたけど。

司会： ご意見、いただきました。
それでは、4番目のほうに。

構成員 A： はい。

司会： じゃあ、構成員 A さん。

構成員 A： 今、極めて機械的に、今度は議題の4番目ということですけど、要するに、1番、2番、その3番までの議題が全部みんな納得して、それで4番に移るものだと私は思うんですよ。私自身は、まだまだ、外環の2が、最終的に、きょうの私の頭の中の質問は、私たちが考える外環2と東京都さんが外環の2と考えるもの、これは大きな隔たりがあるなど感じているんです。東京都さんは、3番目のデータですか、もうぼっちり見たらびっくりするようなデータがいっぱい書いてありますけど、我々が考えている外環の2というのは、もっともっと手前のあれで、さっきの生まれたときのこの裸、東京都さんは全然これ、都市計画変更してないんですよ。今でも法律的には都市計画法で、このままの姿です。それなのに、やれ、環境だ、何だ、いろいろ言ってます。ですから、そういうものは、我々、全然その話に乗れないんですよ。ですから、経緯の中を、しっかり足取りを確認して、本当に外環の2はどういう姿だったのか、それをみんな、ある程度コンセンサスを得る必要があると思うんです。

ですから、そういう意味では、時間が来たから今度4番目というのは、

てんでおかしいと思う。ですから、さっきの経緯についてまだまだ聞きたい、確認したいことがあるんですね。ぜひそれを続けさせていただきたいと思うんですけど、どうでしょう。

司会： 先ほどご質問については確認してお答えするというお話だったので、私はそれで理解したんですけど。

構成員 A： はい、それはわかります。その次の質問です。いいですか。

司会： ちょっと待ってください。それで……。

都： ちょっといいですか。

司会： 小口さん。

都： 経緯につきまして、この話し合いを続ける、これもご納得したいというお話ですので、今続けるということではなくて、とりあえず、ご意見カードをいただきまして、そのご意見に対して次回回答させていただいて、そのときまた議論ができるのかなというふうに考えてございます。

1つ、先ほど構成員 H さんからもご指摘をいただいたんですが、私どもとして、昭和 41 年の都市計画決定の姿、それを何十年もたっているわけですから、その姿を今の形でどういう形になるのかというのを皆さんと議論しようということが、この会の趣旨でございますので、当然、私どもとして、その 41 年の形をそのまま、もちろん、必要であれば 41 年の形になるのかもしれませんが、41 年のをそのまま押しつけるというようなつもりでこの会を開いているわけではございません。ですので、この地域に、どういう課題があるんだ、どういう問題があるんだ、将来世代に対してどういう責任を持って引き継げるんだ、そういったことも含めて、この場で皆さんと話し合っ、じゃあ、この道路がどう貢献してくるんだ、もしくは本当に要らないのかもしれない、そういったことも含めて、私どもは大きな課題もあるだろうと思っていますので、代替的な機能を確保しなければ、廃止というところまで行かないんじゃないかというふうに考えておりますが、そういったことも含めて、全部を含めて皆さんと議論をしたいというふうに考えてございます。

つまり、都市計画の形、昭和 41 年の形を押しつけるために、アリバイづくりのためにこの会をやっているというわけでは絶対ございません。経緯についてももう少しいろいろ議論したいということで聞いておりますが、それは、申しわけございませんが、ご意見カードに書いていただきまして、次回、そのご意見カードに書いていただいたものに関しては、次回のときに回答させていただくというような形で、いかがでしょうか。できれば、今日はせつかく事前に配らせていただいた課題について少し議論を進めてみたいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

司会： 構成員 I さん、お願いいたします。

構成員 I： 構成員 A さんが資料を読まれて、今回、質問事項がたくさんございますよね。最初おっしゃっていたところから、やっぱり文書にして、私は全部お聞きしたいんです。ですから、文書にして、東京都に渡して、そのお答えも文書にして、次回までに。今回は、確かに資料が遅くて、全部目を通すのが大変でした。せめて 10 日前には資料がいただきたいんで

すが、そのくらいに返していただいて、それを読んで、次回、私もこの会に参加したいと思うんですが。ですから、きょう全部聞いていると、9時に終わらないし、もっともっと遅くなってしまいますので、それに、やっぱり文書にするほうがみんなにもわかりやすいので、そうさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

それで、東京都やなんかも私利私欲でやっているわけじゃないし、こうやって聞いていると、構成員 A さんに比べてまだまだ勉強不足のようですので、まあ年が違いますから、すごくこの件に関しては真剣に長年やっていらっしゃったこともよくわかりますので、次回文書で見せていただきたいと思います。

司会： ある意味、建設的な意見だと思うんですけども、東京都さん、どうでしょうか。

都： 構成員 I さんのご意見を承りまして、文書で、ご意見カードでいただいたものに関して、私どもとして回答を文書で、対比表みたいな形になるのかなと思うんですけど、作成いたしまして、次回の会の前までには、できるだけ早く皆さんのほうに送れるように努力をさせていただきます。

司会： わかりました。

構成員 E： はい。

司会： それじゃあ……

構成員 E： 今に関連してね。こういう紙が入ってますね、皆さんのところに。この紙に書いて出しておくで、区役所のほうから、これはこういうことでしたってちゃんと返事が来るんです。僕のところ、この間、出したら、ちゃんと返事が来てましたからね。構成員 A さん、ここでほかの人の時間をとらないように、ここに書いて出して、次回は発言なしでぜひお願いしたい。

構成員 D： はい。ちょっと。

構成員 E： 構成員 D さんもそうだよ、含めて。

構成員 B： 何で、そんな、あの人に言われなきゃなんないのよ。

司会： 構成員 D さん、簡潔にお願いします。

構成員 D： 今、構成員 E さんという方が、これに書いておくと、ちゃんと回答をくれるということなんで、私も出したんです。それで、前回、ここで発言しました。内容は、設置要綱の5条の1項で、本会とは別個に構成員以外の地域住民から意見を聞くための手段を講じる、そういうことについて、小口課長は後でと言ったんで、私は、ご意見カードで書いて出しました。きょう回答をいただきたいということで待っていて、きのうの段階で電話で、その回答についてはうやむやという、そういうあれなんです。ですから、私にしてみると、今の構成員 E さんの話とだいぶ違う。人を差別しているんじゃないですか、これ。

都： はい。

司会： 谷本さん。

都： 先ほどの構成員 E さんの内容ですけども、私のほうから申し上げたのは、これは、いただいた方皆さんに同じように申し上げております。基本的には、前回の準備会でいただいたカードというのは、あくまでも

資料として、これはお話をさせていただきました、皆さんにお話しさせていただいていると思います。そのつもりで私はお電話をさせていただいています。前回の準備会でお配りしたものは資料としてお配りしました。ですから、今回、初めて行う第1回が初回の話し合いの会であって、実際に、傍聴者の方も、それからきょう出席されている方も、ここで初めて、皆さん、ご意見がある方にはご意見カードを使って出していただく形になりますよと。ただし、内容について、お電話で、こういったことでというようなご説明できる内容について、疑問がある部分について、お電話で話せる範囲ということについてはお答えをさせていただいていますし、お答えといたしますか、それは単純にこういう疑問があるということについては、こういうこととご説明をさせていただいているだけの話であって。ご意見カードそのものは、きょうの話し合いの会の終了後に初めて、前回資料としてお配りしたものが、きょう紙として配られるということは、皆さんにお話をさせていただいたつもりですし、そういった趣旨で、ただ、電話でご説明できる内容については、これは型式張って、「こんなことは全部答えられません」なんて言う必要もございませんので、お答えできる範囲でお答えをさせていただいたということでございます。特に差別をしているということでは決してございません。

構成員 H： いいですか。

司会： 構成員 H さん、お願いします。

構成員 D： ちょっと、私、今のあれについて、関連があるんだ。

司会： ちょっと待ってください。

構成員 H さん、お願いします。

構成員 H： 質問とか意見を紙に書いてというのがありますが、個別のクエスチョン・アンド・アンサーじゃないですから、会議というのは皆さんがどういう意見を持っているかを知って、自分でやっていくのが会議なんですね。なるべくそれは会議の場でやるのが基本で、時間があるからということで割愛してやるのはわかりますけど、大事な議論は、皆さんがどういう意見を持っているか、会議の場でやるべきで、それでなきや会議の意味ないんですよ。

構成員 D： ちょっと、さっきの、どうなってるのよ。

司会： 違う話ですか。

構成員 D： いや、違う、さっきの関連、まだ終わってない、私の質問。あなたが勝手に振ったわけじゃない。手を挙げてるよ、ちゃんと。

司会： ご意見カードのことですか、じゃあ、構成員 D さん。

構成員 D： 私が言っている、ご意見カードで要求している内容は、いいですか、私が書いた内容じゃないんですよ。杉並区における地上部街路に関する話し合いの会設置要綱第5条①本会とは別に構成員以外の地域住民から意見を聞くための手段を講じるものとする。これが決定されたというふうに言われたんで、ですから、あくまで、これは私が個人的に書いたものじゃなくて、東京都さんと杉並区さんが原案を書かれて、それで決定したものなんですから、あくまで決定されたんですから、講じるものと

すると。そういった何らかの手段を具体的に公表していただきたいと。それは、私、きのう谷本さんに電話でもはっきり説明しました。ですから、きょうこの段階で具体的にお願いいたします。

司会： 谷本さん。

都： 前回の準備会の際にもご説明をさせていただいたかと思うんですが、広く地域の皆さんのご意見をお聞きする、そういった手段を講じるということは確かに私どもと杉並区さんの名前で、設置要綱の中で決定している内容でございました。先日来、お話しさせていただいているかと思うんですけれども、前回の準備会でも同様の話をさせていただきました。つまり、この地域の方々の広くご意見を聞く場を設ける、どういう場になるのかは、今のところはまだ未確定でございますが、この話し合いの会を進めていく中でいろいろなご意見が出てくる、あるいは、話し合いの会のプロセスをすべて得た後に、当然、これ、内容についてはホームページ等で公表もしておりますので、そういった手法、皆さんにつまびらかに我々のほうからして、それを確認した上で広く皆さんから意見が出てくるだろうということもあって、そういったやり方は、まずこの話し合いの会をやって、それが進んで一たんそのプロセスなりが全部見えて、あるいは中で皆さんから出された意見が、ある程度見えた段階でやらせていただくのが適切だというふうに我々は考えておりますので、そのことにつきましてはそういう形でやっています。ですから、いつどういう方法でといったところまでは、今の段階でお答えするということではできません。

司会： はい。

構成員 D： じゃあ、最後に。

司会： 構成員 D さん。

構成員 D： つまり、結論が出た後、こういった手段を講じるということになりますと、地域の皆さんの意見が反映される機会が失われることになるんです。それでは意味がないと思うんです。

都： はい。

司会： 谷本さん。

都： これも、前回の準備会の際にお話しさせていただきましたが、この話し合いの会は何か結論を出す会ではございません。あくまでも皆さんの忌憚のないご意見、あるいは地域の課題であるとか、それからまちづくりをしていく上でこの道路の果たす役割であるとか、メリット、場合によってはデメリット、そういったものをつまびらかにして、あるいは皆さんのご意見を聞く中で、こういったものがあるのかということはこの中で話し合っていくというだけの会で、何か結論を出すということではありませんので、今ご指摘にあった、結論が出た後ではというようなことは、それには当たらないと思います。

構成員 D： いや、あなたがそう言ったんだ、終わった後でと言ったでしょう。

都： 私は、結論という言い方はしていないと思うんですよ。結論を出す会ではないというふうに、それは前回もお話をさせていただいています。この場で何か結論を出すという会ではございませんから、私が終わった

後でというふうな言い方をしたのは、この会がすべて、皆さんのご意見が出そろったり、あるいはプロセスが明確になった時点だと、そういう意味で終わった後でという意味です。

構成員 D : それじゃあ、手遅れなんですよ、反映されないのよ。

都 : ちょっといいですか。

司会 : 小口さん。

都 : 当然、こうやって掘り下げて議論をした内容については、広く皆さんに公表して、そういう知識を得た上で、多くの方にご意見をいただきたい。その多くの方のご意見をもって、私どもとしては都市計画の方針につながる考え方というのを、東京都として決めていきたいというふうに考えていますので、当然のごとく、この会が終わった後には多くの方にご意見をいただくということは絶対やります。ただ、先ほど谷本からもご説明させていただきましたが、まだ時期ですとかやり方、そういったものは、大変申しわけございませんが、決まっております。この会だけで終わらせて、東京都が方針をつくるということではなく、しっかりと広く多くの方からご意見をいただいてやっていきたいというふうに考えてございます。

構成員 D : 前回と同じね。

都 : 同じです、変わってないですから。

構成員 D : 変わってないね。

司会 : それでは……。

構成員 A : 今の、構成員 I さんのあれについてちょっと。

司会 : 構成員 A さん、じゃあ、簡単に。

構成員 A : 構成員 I さん、ありがとうございました。私は、これには構成員提出制度というのがあるようですから、パワーポイントの画像でしっかり出します。ぜひお願いします。ただ、きょうは、せっかくこういう経緯があるということで準備もしてきて、さっきご意見カードと言われたけど、ご意見カードじゃ、伝達率は1けた2けた違いますよ。私のきょう聞くことは、みんなに知ってもらいたいことなんです。ですから、ぜひ、まだまだあるんですけど、3点だけ聞かせてもらっていいですか、3点だけ。

司会 : むしろ、先ほどお配りになると言ったので、私も正直見てみたいという……。

構成員 A : どうせその時もまた説明するんですけど、せっかく今日はこういうことで来て集まってもらっているんですから、ぜひ質問させてください。

5ページですけど、H15年3月になっていますね。これに、その前のページが、H13年のたたき台でした。実は、この間に非常に大きな外環上の歴史が2つ、出来事が入っているんです。平成14年11月、有識者委員会という委員会が立ち上げられて、1年間かかって13回の委員会を開いて、300ページ以上の議事録を残しています、非常にすばらしい議論。これが全く消されていますね。何でこれは消されているのか。一言で言うと、どういう内容だったか、ちょっと聞きたいです。

それから2番目。それを受けた形で、15年1月に国交大臣と石原知事

は、先ほどいただいたご提言を受けて外環はこういうふうにしますと大方針が出されたんですね、国交大臣と石原知事が。ご存じですか。それも消えちゃっているんです。そして、その次に、2カ月後に、舌の根も乾かないうちに、今度は3月に、15年3月に出された方針が、そこに出ているんです。ということは、その最終提言が消えて、それから、15年1月の外環大方針が消えちゃったと。そして、これね、ちょっと時間がないので簡単に言いますと、最終提言の内容は、この結論は、住民の幸せをまず第一に、立ち退き者を1戸でも少なくしなさい、こういうことを言っているんですね。ですから、こういう書類が残っていちゃまずいんだと私は判断したんですね。

それから、次の1月の方針、これも立ち退きを少なくする。だから、そうすると、結局、ノーインターです、このとき出たのは、基本的にはノーインター。インターチェンジなし。モグラの穴のようなトンネルでした。ですから、この有識者委員の先生でさえ、外環の2という道路は地下に完全に入ってしまったんだと。だから、地上には、立ち退きの上で、できるだけ1軒でも少なくしたいというのが有識者委員会の先生の願いだったわけです。

そういう願いが、この14年11月の最終提言。15年1月の、それを受けての国交大臣と都知事の発表。今、文書はここにあるんですけどね。要は、そういうことで、とにかく地元の皆さんの生活を第一に考えようということで、ノーインターでいくと、そういう方針が出た。それが何で今回の資料に出ていないのか、私は不思議ではないんです。

その次に、今度、ここに出ているのは、15年3月の東京外かく環状道路に関する方針発表で、ここには、高速道路の外環について、大深度地下の活用の方針を公表している。だけど、これでは何だかわからないんですよ。

この間に練馬区から相当圧力があつたんです。このときの時点では、外環の2はもう地下に入っているんですね、ですから、地上には道路がない状態です。それで、練馬区は、都に働きかけて、いわゆる地表部の使い方の中で、これは書いてあるんですよ、練馬区だけは、目白通りから青梅街道まで、これは、地上部街路を地元の要望で設置するようになると言っているんです。ですから、杉並、武蔵野、三鷹、これは地上部道路はこの時は無しです。

それをご存じですか、小口課長さん。こういう通達が出ているんですよ。ですから、我々は今でも、これは大臣が発表しているんですから、杉並、武蔵野、三鷹には、外環の2はもう地下に入っているから無いですね、地上部道路もそういうふうにするつもりはないというのは、今の結論だと思っているんですよ。

もっと言いたいんですけど、駄目だとおっしゃるでしょうから、要は、私が言いたいのは、少しずつ東京都は文言をプラスしながら、外環の2をみんなすりかえていると。本当はそんな外環の2じゃないのにね。ですから、本当の、さっき3,000人を前にして説明したときから、徐々にこういうことでこうなんだと。それで、実際に、外環の2というのはこ

ういものだということ、東京都さんはずるいですよ、1回も説明していないですよ。国は何回も、国交省は、みんなにたたかれながら何回もやり、東京都さんは、そういう大事な発表が出て、チラシをつくって置いておくだけです。それだけの大変換があったんなら、あれは地下にやったのは間違いでしたと、やっぱり地上にもつくるんですというようなことは、3,000人集めてやるべきだったんじゃないですか。そういう広報は何もしていないですよ。紙っぺらを出して、大臣が発表したからいいんだと思っている。そういうやり方ではおかしいと。

私の結論は、まだまだちょっと言いたいことはあるんですけど、要は、東京都さんが、この後4番の議題になっていますけど、こういう議題は、東京都さんの思った外環の2で実行しようとする案なんです。我々は、そんな外環の2って全然頭に描いていないんです。ですから、データだけは立派ですけど、本当に必要なデータはまだ全然出ていませんよ。A案、C案、B案のそれぞれの立ち退き戸数とか、それぞれのコスト、そういうのは何も出ていない。

ですから、これで言うと、18年11月に7区市長の、回答するように書いてありますね。結局、7区市長さんの会議では、1カ月以内に答えを出してくれと要求したんですよ。これ、今、出ていないでしょう、答え。まだ東京都は出していませんよ。2年前の武蔵野市の話し合いの場でも出ていますね、やっぱり突かれて、「いやあ、申しわけない、まだできていないんです」と。それから2年たって今日ですから、どうですかといたら、やっぱり出ていないでしょう。1カ月後にやってくれというのは、18年10月の話ですよ。

そういうことで、私は、外環の2については、住民に対して全く納得いく話をしていないと。7区市長会議でも、言葉で、各自自治体とも不透明だという表現をしています。そういうような状態をずっと繰り返しながら、国のトンネルのほうが、それなりの説明があるんですけど、外環の2については、非常にいいかげんな、あいまいな説明です。ですから、こんな状態で、議題の4なんてとんでもないと私は思っています。もっと外環の2そのものを固めて、それから議題の4に入ってもらいたいと思います。

都： はい。

司会： 小口さん。

都： 今、構成員Aさんのお話で、東京都、地下に入れたというようなお話をされましたが、先ほどもご説明させていただいたんですが、平成13年4月の時点でも、今現在でも、私どもは地下に入れたという認識は一切持っていないです。

構成員A： それは無しなんですか。

都： すみません、持っていないです。そういう説明もしたこともありません。先ほど有識者会議のお話もされておりましたが、外環本線のお話をされていたのかなというふうに思っておりますが、今回の資料につきましては、外環の2の関連したものを抜粋して記載させていただいたので、有識者委員会の話ですとか、そういったものは、大変申しわけない

ですけど、書いてございません。

先ほど関係区市の要望書のお話、平成18年、ここにも一応、要望書があって、その回答をしたということではありますが、必要性をしっかりと検討しなさいというような要望書だったというふうに記憶しておりますが、そういったことに関して、今からしっかりとやっていきたいというふうに考えています。まずは、道路の必要性、地域の課題から必要性をしっかりと、必要があるのか、必要がないのか、そういったことも含めて皆さんと話し合っ、それを公にして、広く皆さんから意見をいただきながら、最終的に決定していきたいと思っています。これからプロセスも明らかにしますし、これから皆さんの意見をいただこうと思つておるときですので、今後、構成員Aさんのおっしゃっているように、広く皆さんに知らしめていきたいというふうに考えてございます。

構成員B： プロセスをはっきりさせてからじゃないの、そんなの。

司会： 最初にそちらの方が挙げてましたね。

構成員E： 杉並区の場合は、道路のつくり方が非常に悪くて、南北の道路というのは、例えば、青梅街道からずっとおりてきて、五日市街道とぶつかって、右と左に行かなきゃ行かれないように、分断されちゃってるわけですね。だから、これを真つすぐ通る通りがないと本当に困る。何であるかをしたのかわからないけど、その昔の、多分、都市計画なんてことはあったんだろうかと。そんなこと、全然考えないで、曲がらないと行かれないようになっている。真つすぐ通っている通りは少ない。高速道路は地下を通ってもらって結構ですけど、生活道路が南北の通りができないと困るから、せつかくこんなふうにつくったんだから、そこは南北の道路をつくってもらいたい。過去、どんな話があったか知らないけど、これはやってもらいたいと思っています。

構成員H： はい。

司会： 構成員Hさん。

構成員H： 先ほどから、ちょっと議論の仕方がおかしいと思うんですよ。それは、そもそも地下に潜ったというのは、この部分の用地が確保できないってあきらめたわけでしょう。

都： それは違います。

構成員H： いや、そうでなければ、やればいいじゃないですか。ちょっと待ってください、最後まで言いますね。自動車専用道路の部分は地下に潜って、それで、街路部分ね、東京都がやる街路部分、都市計画でやる、これは地上でやると。地上でそれをやることを、実現の可能性があると思つているのであれば、その上に高架でやるんだから、できるわけじゃないですか。わざわざ1兆何千億もかけて地下にやる必要はないですよ、大深度なんかやって。そこのところでもう既にあきらめているわけですよ。そうすると、必然的に、地上部分も、これはやりたいけどできなくなつたというふうに認識しているはずなんですよ、そうでしょう。

だけど、手続きとか、都市計画だけが残っているんですよ。それを廃止するにしても、やたら廃止するわけにいかないから、さっきも言いましたけど、繰り返す、万が一、地上部分の買収ができるのであれば、

この道路をつくろうということになるのか、あるいはもうできないとあきらめるのか。前の資料にありましたね、3つ選んで、やめることも書いてあったじゃないですか。それは、住民の皆さんに聞いてやると言ったんでしょう。それをまた、あたかも買収を何が何でも続ける意思があつてやるんだというようなことを言っているとか、地下に潜ってあきらめたようなことがあったりとか、あるから議論がおかしくなるわけです。

大体、1兆何千億かけて外環をつなげるといっても、ネットワークを形成するのは、一番道路の効用が高まりますから、これは当たり前なんですけど、これだけの事業をやるかというのは、公共事業は小泉内閣になって3%減らされて、今度、民主党になってどんどん減らされているわけでしょう、優先順位だってあるわけじゃないですか。それは国交省で考えるんだろうけど、そういったことも含めていろいろやると、変なところ、ごまかすところ、あいまいにするからおかしくなるんであってね。片方は片方で、片方は片方でやるもんですから。

都： 外環本線が地下に行った過程を東京都だけが説明していいかどうかというのは分かりませんが、東京都としての見解を私のほうは説明させていただきます。国の見解もありますし、私だけがお話しするという話ではないのかなと思います。当然のごとく、おっしゃるとおり、どうしても必要なら、買収して高架でつくればというような構成員Hさんのお話だと思うんですが、ただ、高架でつくった場合の問題点というの、やっぱり地下と高架というのは結構違いがあると思うんですね。もちろん地下でもいろいろ問題はあるかと思うんですけど、高架であれば、環境に対する影響というのも非常に多いところもあるのかと思います。だから、地下につくる利点というのは十分あるのかなというふうに考えます。

あともう一つは、地下につくることによって、高速の環状道路としてネットワークを早急に完成させるという意味では、地下を選択してつくるという意義というのは、本線としては十分必要な、いわゆる早くつくるといふところの考え方では、やはり必要性のある選択だったのかなというふうに東京都では考えてございます。

地上部街路につきまして、もうあきらめたんだろうと、そもそも地下に入れたんだっただけというふうなお話だったかと思いますが、当然、先ほども構成員Aさんからご指摘がありました、41年の都市計画を、そのまま40mの幅員でつくるか、つくらないのかということの議論をしたところなんですけど、例えば、幅員を狭めて、今の地域の実情に合った道路をつくるという選択肢もあるかと思うんですよ。それは、皆さんでここでまず課題から掘り下げて話をして、じゃあ、ここにふさわしい、まちづくりにふさわしい道路って何なんだろうというのを検討すべきだというふうに考えていまして、決してあきらめているということではなく、また、強行して、40mで何とかつくるためのアリバイづくりをやっていると、そういうことでは一切ありません。

ですので、まずは、地下に行ったということはちょっと別としても、地上部の、先ほども議論になっていましたけど、今、都市計画線として

実際残っている道路について、どういうふうに取りまとめていくのかということ、まず最初のファーストステップとして、この場で皆さんで議論したいというふうに考えている次第です。

構成員 H： それをやっていますと、もう既に言っていることにも、説明になっていないし、矛盾を抱えていますから、いつまでも突かれますよ。そこでちゃんとあきらめてというか、やらないと。第一、41年の都市計画なんというのは、都市計画法の旧法ですから、大正何年かにできた法律で。

司会： 大正8年ですね。

構成員 H： そうでしょう。43年に新しい法律、もう古いんですよ。だから、最初に言われたように、きちんとあきらめるところはあきらめてやらないと、自分で矛盾を抱えながらやっていると、構成員 A さんの質問にも、構成員 D さんは別ですけど、いつも引かかるあれになるわけですよ、それは、本当に。だって、だれが考えても、買えないから地下に、考えられないでしょう。そこを言い逃れみたいな、僕は理解しているつもりだったけど、そこまで言い逃れちゃうと、自分で矛盾を抱えながらやるから、これはだめですよ、本当に。

司会： 言い逃れでもないかなという気もしますが。ご意見をいただくというのが趣旨ですから。

4 地域の現状・課題の整理について

司会： それでは、次第の4にいきたいと思うんですけども、東京都から資料の1-3の説明をいただきたいと思います。

都： 次第の4の地域の現状・課題の整理、ちょっと当初予定していた時間、少し超えているようですので、駆け足で説明させていただきます。

資料番号1-3、地域に関する現状・課題データ集でございます。

めくっていただきまして、はじめにですね、この外環の2につきましては、平成20年3月に視点と検討のプロセスを明らかにするというところで、「外環の地上部の街路について～検討の進め方」という、先ほどもご説明しましたとおり、パンフレットを公表いたしまして、環境、防災、交通、暮らしという4つの視点で地上部街路の必要性、あり方、そういったものについて広く意見を、何度も申し上げておりますが、聞いた上で検討を進めて、都の方針として取りまとめていくことというふうにしております。

この資料そのものは、パンフレットに記載いたしました検討のプロセス、この中に示しております環境、防災、交通、暮らしの4つの視点から、地域的な視点、あるいは広域的な視点といったところからの観点で現状や課題を示しているものでございます。例えば、環境の広域的な視点としましては、例えば、地球環境の保全であるとか、交通の地域的な視点としましては、日々の暮らしにおける安全性の向上であるとか、こういった形で視点ごとにまとめさせていただいたという内容でございます。

も、幹線道路などの連続した緑のベルトというふう位置づけることが可能なかなというふうにもとらえることが可能です。

そういったことを踏まえまして、ここで申し上げたい課題としましては、まず2点ございまして、1点目、都心には、これまで整備してきた、あるいは整備されていた緑といったものがありますが、これらを有機的に結びつけて、都市での潤いや安らぎのある環境をより求めていくという必要があるのかなということが1点目。それから、2点目としましては、都市環境の向上を実現するために、既存の緑のネットワーク、これを推進していくことはもちろんのこと、新たな緑づくりに東京全体で取り組んでいくと、こういった必要性もあるのかなということが2点目としての課題です。

続きまして、1-4ページでございますが、こちらは、広域的な視点の中の項目として地球環境の保全ということを掲げております。ここではCO₂による温暖化について現状と課題を整理してございます。温室効果の削減に向けた国際的な取り組み、これは皆さんも知っているかとは思いますが、温室効果ガスの削減に向けた、いわゆる京都議定書ですね、これが発効されまして、日本では1990年を基準として6%の削減を数値目標として掲げております。

また、次のページをごらんいただきたいと思えます。1-5ページでは、東京都におきます過去のCO₂の排出量をグラフ化しております。これは、見ていただくとおわかりのとおり、ほぼ横ばいの状態でございます。東京都では2020年までに温室効果ガスを2000年比で25%削減するというふうな行政目標を掲げております。また、杉並区におかれましては、「杉並区地域省エネ行動計画」という計画におきまして、平成25年までに平成2年度比で2%削減といった目標も掲げております。

続きまして、1-6ページをごらんいただきたいと思えます。また、先ほどの温暖化に影響を及ぼすCO₂の排出量なんですけれども、都内のCO₂排出量のうち、この右の円グラフを見ていただくとわかるんですが、運輸部門が全体の25%、また、その中でも特にこの左側の円グラフになりますけれども、自動車の占める割合が約9割というふうになっておりまして、自動車起源の排出の削減が非常に重要になっているといったことから、この1-6の最後に示しておりますとおり、地域環境の保全という観点から見た課題としましては、地球温暖化防止に向けては、あらゆる分野においてCO₂の排出を削減していく必要があります、自動車起源のCO₂排出量の削減が重要となっているということが課題として挙げられます。

続きまして、1-7ページでございます。広域的な視点の中の地球環境の保全といった項目の中で、より良い大気環境の実現について示させていただいております。1-7ページの図は、都内の窒素酸化物、いわゆるNO_xと言われるものですが、の排出量と粒子状物質、PMと言われるものの排出量を2000年と2005年で比べたものです。円の中心にある総排出量でNO_x、PMともに2000年から2005年にかけて削減はしております。また、上のNO_xのグラフで円グラフの黄色の部分自動車

からの排出量、こう見ますと約5割が自動車から排出されているということが読み取れるかと思えます。

続きまして、隣の1-8のページでございますが、これは大気汚染の現状でございます。東京都では、2003年10月から国に先駆けましてディーゼル車走行規制等を実施してきてまいりました。その結果、二酸化硫黄であるとか、一酸化炭素、こういった環境基準が、都内すべての観測値、測定局で基準値を達成しているといったことで、大気環境そのものは確実に改善の兆しを見せております。ただ、依然、人体に害のあると言われております二酸化窒素であるとか、粒子状物質、こういったものは環境基準をまだ達成していないという観測局もある状況でございます。参考としまして、こちらの枠の中に杉並区の窒素酸化物であるとか、粒子状物質の状況を指し示してございます。

こういったことを踏まえまして、一番下に課題として挙げさせていただきましたが、より良い大気環境の実現に向けて、今後も引き続いて窒素酸化物であるとか、粒子状物質の発生量を抑制していくということが求められていくということを課題として掲げてございます。

続きまして、1-9ページ、環境の地域的な視点から見た、いわゆる地域環境の改善につきまして、緑化の推進ということで挙げさせていただいております。現状では、杉並区の緑の面積を示す、いわゆる緑被率という数字でございますが、杉並区さんでは21.84%となっております。この7割が私有地の緑というふうになっているんですが、「杉並区みどりの基本計画」では、目標年次を平成44年に定めまして、緑被率を25%まで上げるといったことを目標としております。一方、私有地の緑が7割を占めるということは、逆に申し上げますと、土地の細分化であるとか、屋敷の減少などといった影響を受けやすいということもありまして、ややもすると不安定な要素があるというふうに考えられます。

以上のことから、課題といたしましては、こういった緑被率の目標の達成に向けまして緑をふやしていくといった取り組みが単純に必要なようになってくるということが1つ目。それから、当然、私的な緑、私有地の緑をふやしていただくということは大事なんですが、それと同時に公共の緑もふやしていくということが重要になってくるというふうな課題が挙げられるというふうと考えております。

続きまして、1-11ページでございます。環境の地域的な視点のうち良好な景観形成についてでございます。地上部街路周辺地域におきましては、善福寺川であるとか、良好な景観資源が多くございます。「杉並区景観計画」におきましては、善福寺川沿いの地区について重点的に景観のまちづくりを進めるという、「水とみどりの景観重点地区」といった位置づけがなされております。また、風致地区に指定されたエリアの近くでもありまして、景観重要地区への指定を目指すモデル地区というふうな位置づけでもございます。

1-11ページに示しました写真は、その景観モデル地区であります善福寺公園周辺地区の景観特性イメージ、これは今日、お越しいただいている方々、今さらというところもあろうかと思えます、こういった公共

的要素のある善福寺川や、あるいは自然・歴史的な要素である善福寺公園といったものが杉並区には存在しているということを指し示しております。

また、1-12 ページで図の左側のほうですね、ちょっと横にして見ていただきたいと思いますけれども、赤い点線で示したのが地上部街路の計画線でございます。このそばに風致地区がございまして、また、モデル地区でもあります善福寺公園周辺地区を通るように、現在の計画があるというところがございます。善福寺川両側区間の水とみどりの景観形成重点地区を横断するといった形になっております。

続きまして、1-13 ページをごらんいただきたいと思います。このページの上のほうは、景観形成重点地区について説明をしています。善福寺川、神田川等の景観形成重点地区であるという指定を受けているということ、それから、川沿いの景観づくりのイメージとしましては、敷地内の緑化であるとか、川沿いのオープンスペース、あるいは周辺の建物との統一感であるとか、こういったことをこの図でごらんいただいているとおり、そういった形成を行うということとなっております。

また、この地区で建築物・工作物等の新設、あるいは開発行為を行おうとした場合には、自然環境との調和であるとか、色彩、形態、意匠等に関する基準を満たすことが必要となっているということ、また、同じ杉並区内の玉川上水沿い周辺地区の景観形成重点地区におきましては、東京都市計画道路放射5号線などの整備も行われておりまして、上流の流れ、あるいは緑といったものに調和した、統一的な景観形成が図られているといった状況でございます。

こういった全体の状況を踏まえまして、課題といたしましては、地上部街路周辺地区において、緑豊かな河川沿いの水辺空間を大切に育てながら、水と緑を一体的に連続させ、季節感と潤い、及び地域の歴史といったものが感じられる景観の形成が求められているというふうな課題を掲げました。

以上が環境についての説明でございます。

司会： すみません、どうも時間が、9時には終わらないといけないということでございます。それで、説明が、これを全部やっていくだけでも9時を超えそうですので、ちょっと環境で、今日は一旦、終わりにさせていただきます。あとの時間を、その他として次回の予定と、それからご意見カードに少し書いていただく時間ということにしたいと思います。

では、次回の予定等、事務局のほうからお願いいたします。

都： その他の意見は……。

構成員 A： うん、その他。

司会： 5分だけ。構成員 A さん。

構成員 A： ご意見カードを実は先日出しました。前回の準備会の運営、非常に不満です。それで、前回、私は、運営要領の中で次の点、これは武蔵野さん、練馬さんで傍聴させていただいて、やっぱりいいところは取り入れてもらいたいということで、まず1番目、議事録のみならず議事要旨もぜひ作成してもらいたいということですね。それから、各回の話し合い

の整理もしてほしい。それから、各回のご意見カード、この構成委員、並びに傍聴者の皆さんを含めて、こういうものを整理する。そういうようなことを提案しまして、内容的にはこれは全部同意を得ていただいたということのようなんですけど、私が言いたいのは、それだけじゃなくて、運営要領の中にそういうものを入れてほしいということを要求しているんです。これ、武蔵野さんでも実際に、丁寧に、2回目にはそういう案と、それから対応のやり方2つ対比させまして、それで3回目で初めて運営要領が確定版にしてですね。そういうことでは、あまりにも乱暴で、前回のも、私、家に帰ってから外環の2のホームページを見たら、もう原案どおり確定しましたと書いてあるんですね。それで、私は確定なんか、賛成していない、文案は直っていないのにそういうふうになっているということで、ぜひそれは、やっぱりおかしいんで、小口課長さんは、実行するからいいでしょうと、何も文章が無くてもいいでしょうと言うけど、それはおかしいと。やっぱり運営要領の中にちゃんと文言を入れてほしいというのが私の願いです。

それから、ついでにもう一つ、もうチャンスがないでしょうから。それで、その時の議事録なんかはちゃんと出るんでしょうね。きょう来たら、机の上に載っていないんですけど、前回の議事録、運営のやりとり、それから、きょうは傍聴者の方も、自己紹介のときは全然入れてもらえてないんですよ。そういう意味では、どういうプロフィールで、おらがタウンのどういう背景の人が来ているのか、そういう意味でも絶対に前回の議事録が必要だと思います。その辺を出すのか、出さないのか、よろしくをお願いします。

もう一つ、このご意見カードですね、これは公開と書いてあるんですけど、これはホームページにアップしたら公開だよと言われたんですけど、それじゃあだめなんで、ホームページだけじゃなくて、ペーパーで、ちょうど傍聴席にも構成員の席にもペーパーでちゃんと印刷されたものが出ているようにしてください。以上です。

司会： 何かお答えになりますか。

都： はい。

司会： 谷本さん。

都： 準備会につきましては、基本的には、これはあえて「非公開」というふうな言い方をするのもまた変なんですけれども、準備会はあくまでもこの第1回の会を開くための準備でございますので、そもそもそういった議事録といったものを、どこかに公にするというふうなことは考えておりませんし、つくってもおりません。準備会は準備会でございますので、会議体としましては、きょうの第1回が本会といいましょうか、そういった位置づけでございますので、そういった形で取り扱いをしております。

それと、今ご提案のありました、明文化するというふうなお話、内容につきましては、構成員 A さんもやるということで、前回の準備会の際に皆さんもご了承いただいているというふうにご理解いただいていると思うんで、それを要領のほうに入れてはどうかというふうなご提案だ

と思います。それにつきまして、私どもも別に否定するものでもありませんし、武蔵野市さんでもそういった形でやられているということも、私も認めます、それは事実ですから。きょうそういったご提案がありましたので、まことに申しわけないんですが、ご意見の中に入れ込んだ形で、改めて我々のほうにご提案いただきたいというふうに考えております。

構成員 A： もう一回提出するの？

都： もう一回というか、今回が初めてなものですから、初めての第1回の会ということでございますので、第1回の会でご意見として出されたという形で私どもは1回受けとらせていただきたいと思いますと思っております。

構成員 D： おかしいよ、それ。この間から、議事録をちゃんとつくるための準備してたじゃないか、それ。

都： 議事録をつくるというのは、第1回のこの会のために……。

構成員 D： つくった議事録を、あなた方だけが見て、公開しないというのはおかしいんじゃないの。

都： この回からきちんと議事録はつくりますよ、もちろん。

構成員 D： じゃあ、この間は何してたの、後ろで。

構成員 I： これが答えなんじゃないの、構成員 A さんに対して。今回からはそうしますと言えば、終わりなんじゃないですか。

都： そうですね。

構成員 I： 答え方があいまいだし、何回も同じことを言われているし。私は、きょう、今、さっき説明していたのは、前もって資料をもらっていますよね、それをここでもう一回読み上げるんだったら、うちで読んでくる必要性はないわけですか。これを読んだ上で、ここで私はすごくいい意見だと思いますから、これを推進してもらいたいという意見を言いたかったんですけど、言う暇もないですよ。何でこんないいことをやっているのに、反対する人たちは何が原因で反対しているのかも意見が聞きたかったんですけど、構成員 A さんが言ってるのは、議事録、議事録って、言葉をすごく気になさるけど、それって揚げ足取りみたいに聞こえるのは、私の愚かさでしょうか。

都： ちょっと説明不足で申しわけないんですが、きょう環境の説明をちょっとさせていただいたんですが、次回にこの続きで課題について掘り下げて、意見交換をするという時間を絶対取ります。というのは、それが目的ですから、それを……。

構成員 I： そうしたら、これはもううちで読んできて、わかっている人しか質問しちゃだめぐらいの感じで進めてもらわないと、2時間以内に意見は言えませんよね。そっちで読み上げて終わりですよ。

構成員 E： これ、先週来たんだからね、ちゃんと来てるんだから。

都： わかりました。今ご意見をいただきましたので、少し説明の仕方をできるだけ短く、話し合いが長くできるようにやりたいと思います。

それと、あと、議事録の件、要旨、前日も準備会の中で、議事録もつくるし要旨もつくりますと。この第1回目、きょうは本会議ですので、きょうから作成して、それを公表します。ただ、名前については、Aさ

ん、Bさん、Cさんという形になりますという形になっていたかと思うんですが、それについては確実にやっていきますし、また、議事録については、公表前に皆さんに見ていただいて、要旨も含めて見ていただいて、問題のないものを公表していきたいというふうに考えてございます。

それを運営要領に入れるか入れないかということで、前回の準備会の中では、私どもの原案どおりということで承認いただいたと思っていましたので、明文化するかしないかというのは、別にそれにこだわるつもりはないんですが、それで決定したものですから、それでまずやってみて、もし不都合が出て、明文化しなきゃいけないということであれば、その時点で皆さんで話して、明文化するということがよろしいのかなというふうに私どもは考えておるんですが、いかがでしょうか。

構成員 B： 違うでしょう、やっぱり文章に入れたほうがいいですよ。

司会： これを議論しても、生産的でないので。

構成員 I： それで、司会者、そこに座っているから、あっちに手を挙げている人が見えないでしょう。

構成員 D： あなた、そこに座ってるから、だめなのよ。

構成員 I： そうだよ、司会者、ちゃんと意見を聞くときには、手を挙げている人を必ず把握できるように見てください。

構成員 D： ちゃんと見えないんだ、手を挙げている人。

構成員 B： 構成員 B です、ちょっと言わせてくださいよ。

司会： はい、どうぞ。

構成員 B： 今、運営要綱に入れる入れないというのは、入れるのが当たり前でしょう、やったださるといふんだから。どうして入れたくないの？

都： 入れたくないわけじゃないです。

構成員 B： じゃあ、入れればいいじゃない。だって、文章にしておかなかつたら、何にも、言われたってわからないよ、私たち、ああ、そのとき話、しなかつたって言われたって、わからないじゃないですか。入れていいじゃないですか。なぜ入れないの？

司会： これは、今回の議事録で明文化されるということにもなると思うのですけどね。

構成員 D： 司会者は、意見を言うべきじゃないから、司会するだけよ。

都： いいですか。

司会： 小口さん。

都： 今、まさに司会者が言った意見なんですけど、正直言って、書く書かないにこだわるつもりはないんですが、議事録に今のご意見も、私が答えた話も載るわけですから、いわゆる議事録はしっかりつくって、要旨も含めて公開するという話をしているわけですから、明文化されていると言えば明文化されているのかなというふうに私は感じているんですが。もし運営要領にどうしても入れるんだということであれば、やはりもう一度皆さんにお諮りをしなきゃいけない。そういうことになりますので、ここで皆さん、同意いただければ、私どもとしては別にそれにこだわるつもりもないですし、ただ一度、私どもでまた原案を作成して、皆さんに見ていただいて、それについての話し合いを、何分か分かるかわからな

いんですけど、しなきゃいけないと思っています。そういった意味で、今日の話しは議事録に残りますので、明文化される。できればそれでご納得いただいて、会を進めていきたいなと思っておるんですけど、いかがでしょうか。

構成員 D： 運営要領にだれも賛成していないのに、あなた、決定って書いてるじゃない。

構成員 B： そう、この間の、おかしいよね。

構成員 D： ここでお諮りしてないよ、してない。

構成員 B： お諮りしてなかったよ。

構成員 D： あなた、自分で決めたんでしょう。

司会： 構成員 J さん、少しだけ。

構成員 J： きょうは、私は本題は4番目の項目だと思っていたんで、できるだけ前半は何も言わないように我慢していたんですけど、それは置いといて。前回の打合せが、今回が1回目ということで、今回から正式だということなんで、改めて要望として、お聞きしたいというか、お願いがあるんですけど、この会の、一応、検討のプロセスというのがこのパンフレットの中にあるんですけども、これはほとんど部分的なことしか書いていないんで、この会が、全体の計画のフローチャートがあると思うんですけども、その全体のフローチャートというのを一度お示しいただかないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

都： いいですか。

司会： 小口さん。

都： 時間がないので、簡潔に答えさせて、足りない分は、申しわけないですけど、書いていただいて、それについて、私ども、記載して帰りますが。前回は構成員 J さんからそういうお話があって、私のほうでパンフレットの裏のプロセスをお示し、ご説明しました。話し合いの会というのは、データを示して、それで話し合うというこの2つのところが話し合いの会でございますというお話はさせていただいたかと思います。その後、じゃあ、いつの時期に何をやるのかということにつきましては、先ほど構成員 D さんからもご質問があったんですが、正直申しまして、まだどうやっていこうかというのは決めていない段階です。

構成員 J： 決めてないのに、この会が……。

都： いや、プロセスはそう。だから、広く意見を聞きましょうと、この会の掘り下げた意見を踏まえて、皆さんにそれを明らかにして、その情報をもとに広く意見を聞きたいというふうに考えてございます。ただ、どういう手段を講じるのか、いつやるのかというのは決めてません。

構成員 J： 具体的な話はいいいので、全体的なプロセスを示していただいて、今回の話し合いはこういうところをやりまして、この結果がこういうところに反映されますとかというものは、当然持ってられますよね。

都： わかりました。仮の話で、例えば、道路をつくるという仮の話になった場合のときのプロセスということでございますか。仮の話でよろしいんですか。例えば、この話し合いの会を踏まえて広く意見を聞いて、方針を決めていくわけですから、その方針を決めるまでは、私どもは決め

ていますが、何をするかということに関しては、これから皆さんで議論を深めていかないと思っていますので、そのファーストステップだということをごさいます。もし、仮の話で、どういう都市計画の手続きがされるのかということであれば、申しわけございません、次回にちゃんとその道路をつくるプロセスというのは説明させていただきます。

構成員 J : それは、今回、外環の 2 の話ということなんですけど、地下に潜っていく部分については、大まかにもう既にロードマップが敷かれている状態じゃないんですか。

都 : 外環の本線、高速道路の件でございますか。

構成員 J : うん。

都 : そのところは、東京都でお答えする部分ではないのかと思いますんで。

構成員 J : いやいや、別に東京都でなくても、答えられる方が答えていただければいいんですけど。

もう一つは、私のイメージでは、本線と並行してこの外環の 2 というのをやっていくのかなというふうに認識しているんですけど、それも違うということですね。その本線とは全く別の話として外環の 2 の話を進めていくという解釈でよろしいでしょうか。

都 : ちょっと時間もあれなので、この回答で最後にさせていただきながら、もし足りない部分があれば、また書いていただいて、私どもが答えるということにさせていただきたいんですが、本日の場合はここで終わらせてもらいたいんですが。

構成員 J : いや。

都 : もちろん、別に議論を途中でとめるつもりはないですから。ただ、本線と別個の都市計画であることは間違いございませんので、本線とは別にこれは検討すべきだと思っています。ただ、道路のネットワークとしては、やはり高速道路も地上部にある街路、ここだけじゃありませんけど、普通の一般の道路もやはり関連はするわけですから、そういったことは視野に入れながら検討はすべきだというふうに考えています。

5 その他

司会 : それでは、その他の段取りですかね、お願いします。

事務局 : 事務局から 1 点。次回の開催でございますが、10 月ぐらいということで、またご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

6 閉会

司会 : それでは、大変つたない司会で申しわけありませんでした。ご意見カードの記入をお願いしております。それで、お出しいただく方はお出し

ただいて、終わりということにしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

— 以上 —